

熊本県売り込みネットワーク設置運用規約

(目的)

第1条 熊本県では豊かな自然と美しい水を活かし、多彩な農林水産物や加工品（以下「県産品」という。）が数多く生産されている。しかし、県産品について売り込み先を求める事業者も多く、生産者等の所得向上を実現するために、県としてもそれらの販売促進活動を継続的に支援していく必要がある。

そこで熊本県内の農業者や事業者等で販路拡大を目指す者（以下「事業者」という。）を対象に、熊本県売り込みネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置し、その運用について定める（以下「本規約」という。）こととする。

(事業)

第2条 ネットワークでは、以下の事業を行う。

- (1) 県産品紹介リストへの登録及び購入希望者等への紹介・マッチング（但し、紹介は事前に情報提供に同意した事業者の情報のみとする）
- (2) メールによる県主催・共催の商談会及び県産品販路拡大に資すると認められる商談会情報の提供
- (3) 県産品のPR（知事によるトップセールス、マスコミからの問い合わせに対する情報提供等を含む）
- (4) 販路拡大に係る研修会等の実施
- (5) その他販路拡大に必要な事項

(事務局)

第3条 ネットワークの事務局は熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課内に設置する。

(登録)

第4条 ネットワークに登録できる事業者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 県内に在住し、主たる事務所を県内に置く者
- (2) 県産農林水産物又はこれを原材料として使用した商品（以下「県産品」という）の販売を行う者
- (3) 県が実施するイベントやアンケート調査等について、積極的な協力ができる者

2 ネットワークへの登録を希望する者は、名称、所在、連絡先、販売を希望する県産品等の情報を別添様式1に記載のうえ事務局に申請するものとする。

3 県は、第1項の条件を満たすかどうか審査し、満たしている場合は申請書を受理するとともに、事業者情報をネットワークに登録するものとする。

4 熊本県内の市町村や市町村商工会等の公的機関で、住民や会員の販路拡大を支援するために登録を希望する組織については、第1項から第3項に関わらず申出があれば登録できるものとする。

(情報共有の範囲)

第5条 前条で登録された情報は、事務局が第2条の目的を達成するために活用すると認めた熊本県庁の課・室等で共有することができるものとする。

(会費)

第6条 ネットワークへの会員登録及び情報提供は当分の間無料とする。

(登録期間)

第7条 ネットワークへの登録期間は、登録のあった日の属する年の年度末までとし、特に事業者から登録解除の申し出が無い限り、自動的に継続する。

(禁止事項)

第8条 事業者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令の定め違反する行為又はそのおそれがあるとみなされる行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 購入希望者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (4) 県の業務の運営及び維持を妨げる行為

(県による登録の削除)

第9条 県は、事業者が次に掲げるいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに事業者の情報をネットワークから削除することができる。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 前号の他、事業者の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (3) 県による連絡が取れなくなったとき
- (4) その他、登録事業者にふさわしくない行為があったと県が判断した場合

(免責)

第10条 県は、事業者がネットワークを介して行った商談で、取引先との間で発生したトラブル及びクレーム処理等について、介入せず、かつ一切の責を負わない。

(規約の変更)

第11条 県は、必要と認めたときには、事業者へ予告なく本規約等の内容を変更することができる。

本規約等の変更については、県が変更を通知した後において、事業者が掲載を継続した場合には、事業者は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

附則

この規則は、平成24年1月11日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和6年（2024年）10月15日から施行する。